

平成 21 年 6 定 県民企業常任委員会

渡辺委員

私の方から、まずはじめに、県民ホールについて、また神奈川芸術劇場について何点か質問したいと思いますが、この委員会の中でも議論がありましたし、また昨年の委員会の中でも議論があったと思いますので、そういう意味では、重複する点があるかと思いますが、けれども御容赦いただき、特に私の方からは、県民の目線で見るときに、若干、今回の御説明の中で理解が不十分な点が何点かありますので、その辺に視点を当てながら質問をしたいと思うんです。

まずはじめに、今回の委員会で説明があった資料の中の 5 ページのイに、芸術文化財団の適格性というのが書いてあって、その中に理事・評議員に舞台芸術界を代表する芸術家や文化人うんぬんというくだりがあって、そういう意味では適格性があるんだという表現があります。

それで確認をしたいんですが、現在、私はインターネットで調べまして、芸術文化財団の役員については、どういう方々がなっているのか、また、肩書等についても若干チェックさせていただきましたけれども、気になっているのが、指定管理が 5 年単位ということになっていきますけれども、理事だとか評議員については、5 年ではない任期があるかと思いますが、そうした場合に、先ほど言った適格性が本当に担保できるのだろうか、人が入れ替わる可能性もあると思いますが、その辺についてどのようにお考えなのか御答弁願います。

文化課長

芸術文化財団の理事、評議員の任期は 2 年となっておりまして、委員おっしゃるとおり、5 年の指定期間よりは短くなってございます。ただ、この理事、評議員につきましても、再任が可能ということになってございます。また、これまでの理事、評議員の方を見ましても、再任されることが通例というふうになってございます。そのため、芸術文化財団の指定管理者としての適格性が、役員の任期を理由に損なわれることはないものと考えております。

仮に役員に変更が生じる場合につきましても、本県の芸術文化の振興を目的とする芸術文化財団の実績などから、ふさわしい方を新たに選任することとなりますので、指定期間中に役員に変更が生じたといったしましても、芸術文化財団の指定管理者としての適格性に支障が生じるものではないというふうに考えております。

渡辺委員

分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

ただし、今の中でも、再任が可ということでありましたけれども、かなりの人数の方々、いろいろな分野の方々、理事や評議員に入っていると思うんです。ただし、核として、この人がいないと、なかなか運営上というか、いわゆる財団の価値としてというか、駄目だという方が、その多くの中でも特にいらっしゃると思うんです。その辺については、しっかり監督をしながらというか、チェックをしながらお願ひしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、私は、これもネットで調べたんですが、前回の神奈川県民ホールの指定管理者の評価会議の結果というのが出ていまして、それで、前回の指定管理については、3 者から募集があり、そのうちの 1 者が神奈川芸術文化財団ということで、得点についても、神奈川芸術文化財団が 600 点中 490 点と、他の事業者と比べると、100 点以上の差をつけて、

要は評価されたと、採用されたということになっております。その中に、今の理事だとか、評議員との関連が若干出るんですけども、その外部評価委員会の委員の方々の名前もここに記載されています。これを見ますと、東京芸術大学の音楽学部の教授だとか、慶応大学の文学部の教授とか、そういう文化関係についても、しっかり理解がある方で、なおかつ公認会計士の方も入っていらっしゃいますので、経営的な視点も含めてしっかりとチェックができる外部評価委員会の体制だったなというように思いますが、ちょっと気になるのは、例えば、今回の芸術文化財団の名簿を見ても、かなりの方がいらっしゃるんですが、一般論で質問して申し訳ないんですが、医学もそうですけれども、文化も芸術もそうですが、どちらかという、東芸だったら東芸、日芸だったら日芸みたいに、学閥も含めて芸術関係に類した人材の流れといか、そういうのはどちらかという、閥があったり、やはりつながりがあったり、そういうケースが多々あるのではないかというふうに思うんです。そういう意味では、この外部評価委員の方々は、どういう方々が選ばれるのかというのは非常に重要な点だと思うので、そういう意味では、この神奈川芸術文化財団の役員の方々と、この外部評価委員会の方々が、そのような関係性がある場合は、ある意味では客観的にはいけないと思いますが、その辺については、どのように対策をたてていらっしゃるのか、御答弁願いたいと思います。

文化課長

委員お話しのとおり、県が指定管理者の候補につきまして外部評価委員会で御審査いただくときに、その委員の人選も極めて重要な要素になってくるものと考えております。委員の構成につきましては、全庁的な基準で、学識経験者、経理、法務に関する有識者、それから当該施設等の事業内容に精通した者及び利用者代表の各分野から5名を基本に選任することとされております。この選任に当たっては、公正、透明な手続の観点から、芸術文化財団の理事や評議員と同じ団体、組織に所属する方が委員にならないように留意してまいりたいと考えているところでございます。

渡辺委員

その辺はしっかりお願いをしたいと思います。

それで、次の質問は、今まで県民ホールの運営を担っていた神奈川芸術文化財団ですが、この評価ですが、文章では適格性などと資料の中に書いてありましたが、少し違う角度で私の方から確認をしたいと思うんです。

実は、一番最初に県民ホールについて芸術文化財団が採用される際に、財団から提出された資料の中に経営改善計画書という書類があります。これは、平成17年から平成21年度の5年間で、どういう経営改善の努力をするんだということで、財団自身がつくった資料なんです。その中で、例えば、5年間で指定管理料等について、要はこういう計画でやっていきたいとか、もう少し具体的に言うと、さらにそれを削減していく具体的な計画が出ています。例えば、財団自身が数値を出しているわけで、5年前に出した計画が、この年々の経過の中でちゃんと実行されているかどうか、これは、ある意味ではこの財団がしっかり運営をしていることの評価になると思いますが、その辺について財団としては、どのように取り組んでいらっしゃるのか、承知していれば御説明願いたいと思います。

文化課長

芸術文化財団では、今、委員おっしゃられました経営改善計画の中で、幾つか項目を立てて経営改善を行っております。主な項目といたしまして、来館者数の増加ですとか、あるいは主催事業の入場者数の増加、それから施設管理の県委託料の削減、こういったものを主要な目標として掲げております。

これらを達成するために、芸術文化財団では、例えば、来館者数の増加につきましては、来館者アンケートなどによりましてニーズの把握に努め、清掃、警備、会場案内などの委託業者との連携ですとか、これら委託業者への指導等によりまして、施設が快適なものとなるように努めております。これによりまして、例えば、平成19年度でございますが、目標としていた来館者数76万1,000人に対しまして、目標を約11%上回る84万5,000人の来館者数を確保しております。ただ、平成20年度につきましては、音楽堂の耐震補強工事による休館がございましたので、この年度につきましては、目標値である77万6,000人に対しまして、それを下回る72万3,000人という結果にはなってございます。

それから、主催事業の入場者数の増加につきましては、県民ニーズにこたえるとともにリピーター確保につながるような事業企画に努めまして、クオリティの高い作品ですとか、あるいは話題性のあるプログラム、こういったことによりまして公演内容の質を高めて、主催事業の入場者数の確保を図っているところでございます。これによりまして、平成20年度は、目標としていた2万6,800人に対しまして、約34%上回ります3万5,800人の入場者を得ているところでございます。

また、施設管理の県委託料の削減につきましては、保守点検の効率的実施による利用日の増加や、あるいは貸館利用者の意向を踏まえまして利用日の調整、また年末年始の臨時開館などによりまして、利用料金を確保するための取組を行っております。これによりまして、平成20年度は、施設の維持管理に関する委託料を7億4,700万円余りに抑制しようとする削減目標に対しまして6億6,900万円余りということで、目標値よりも7,700万円の更なる削減を達成しているところでございます。

渡辺委員

そういう意味では、財団が出している改善目標でございますけれども、客観的に数値的に、来館者数の問題だとか、要は経営の合理化、これについては着実に進んできている。そういう意味では、漠然とした表現ということは別にして、やはりこういう数値的な裏付けのある取組がしっかりなされていて、ある意味では、県民に見える形の中で、非常に重要な視点だと私は思います。よろしく願いをしたいと思います。

その上で、これは確認ですが、先ほど、今日の委員会で初めて提出されたということで、私もこれを初めて見たんですが、この神奈川県立県民ホール指定管理申請要項の考え方ということで、これに基づいて、今回、また新たに様々な書類を出してもらおうという話が先ほどの御説明にありました。

その資料の2ページ目に、申請のための書類等という記載が8項目あります。この中で、先ほど私が質問した経営改善計画が、ここには記載されていないんですが、前回提出された経営改善計画は、必ずの提出書類ではないのかどうか。これの位置付けについて、もし分かれば教えてほしいと思います。

文化課長

今回、経営改善計画につきましては、提出を求める書類とはなってございません。

県民総務課長

ただいまの御質問の経営改善計画につきましては、行政システム改革の取組の中の県主導第三セクターの見直しという取組の中で、第三セクター評価部会に提出する書類の一環となっております。

渡辺委員

そういう意味では、今、御答弁いただいて、指定管理とは別の取組の中で、しっかりそ

の団体の取組がチェックされるということが確認されましたので、私としては一安心というか、御答弁の趣旨はよく分かりましたので、そちらでもしっかり体制ができているということで安心をしました。

それで、この項目の最後になりますけれども、スケジュールもございましたけれども、今回については、この書類に基づいて、様々な申請書類を出していただき、それでもってスケジュールによれば、8月に外部評価委員会を開催し、そこで評価をするということになっていきますけれども、この委員会でも話がありましたし、先ほどインターネットでとった前回の神奈川芸術文化財団の評点を見まして、その評点は非常に高い評点ですが、この委員会でも出ているように、新たに芸術劇場を合わせて運営をしていく、それによっては、スタッフも29名程度増員をしていく。そういうことになりますと、前回の評点が高い評価というのは、1ホールを運営するに当たっての、あくまでも評点だということだと思っております。そういう意味では、新しい体制になり、新しい事業になる。そういう意味では、しっかりと外部評価委員会で評価をしてもらうというのが大事な手続だと思っております。

そうは言いながらも、この評点の基準の中に、各項目ごとに60点に満たない場合は選定外にするとか、若干厳しい基準があるんですが、もし、今回、外部評価委員会で合格点が出ないケースがあった場合は、どのような取扱いをするのか確認したいと思います。

文化課長

外部評価委員会の評価の合計点に最低基準を設定するというごさいます。これは、サービスの維持向上を目的とする観点から、合計点の6割程度を基本とすることが望ましいということが全庁的な基準になってごさいます。

外部評価委員会の審査の結果、合計点が60点に満たない場合は、県の求める業務水準を満たさないと判断するというごさいますので、委員御指摘のとおり、本日お配りした申請要項の考え方にも記載しているところでごさいます。

仮に合計点が60点に満たないような場合には、今回のスケジュールから見まして、8月下旬に開催を予定しております行政システム改革調整会議におきまして、指定管理者候補を選定することは見送らざるを得ない状況になるというふうにごさいます。

渡辺委員

そういう意味では、しっかりと公なチェックをしながら、公平な評価をしながら進んでいくということは大ごさいます。現在は、この財団に新しいホールも合わせて指定管理していくという流れは、私自身はそれは正しいんだと思ごさいます、しかしながら、やはりそのチェックとして、しっかりと取組、また5年後のことも含めたこともしっかり確認をした上で、そういう手続を踏んでいただごさいますので、万が一、評点非常に低いというごさいますことになれば、これはもうやむなしの話だと私は思ごさいますので、よろしくお願ごさいます。

渡辺委員

それでは、午前中に引き続きまして、質問させていただきたいと思ごさいます、今日、最後の質問になりますので、よろしくお願ごさいます。

水道事業について質問させていただきたいと思ごさいますけれども、この委員会の冒頭で、企業庁の経営する5事業の平成20年度の決算概要について御説明がありましたごさいます、そのうちで水道事業は非常に重要なライフラインということになりますので、その報告に基づきまして、質問を何点かしたいと思ごさいますので、よろしくお願ごさいます。

はじめに、配付いただいた資料の1ページを見ますと、各事業の決算見込み等が出ておごさいます、これに基づいて質問させていただきたいと思ごさいますけれども、この中の水道事業会計で、この一番上の段に収益が出ておごさいますけれども、平成19年度に比べますと、

20年度は27億8,000万円ほど水道事業の収益が減少していると、このような報告になっておりますけれども、もう少し具体的に水道料金の収入についての実績はどのような形になっているか、まずそこを質問させていただきたいと思います。

業務課長

水道料金収入についてのお尋ねということでございまして、平成20年度は、実績で約562億円となっております、これを前年度と対比すると、前年度が583億円でございますので、約21億円、率にいたしますと、3.6%の減というふうになっております。その内訳等を御説明させていただきますと、いわゆる家庭用、家事用でございますけれども、こちらの方が7億7,000万円ほどの減、マイナス2.1%、それから一方、業務用と言われます営業用、公共用、工業用といったものでございまして、こちらの方は約13億1,000万円の減、率にいたしますと、マイナス6.2%、こんな状況になっております。

渡辺委員

今の御報告を聞きますと、全体的には、水道料金収入は、平成19年と20年を比較すると21億円減少している。その主な内容については、今、家事用と工業用という御説明があったかと思えます。もう一回、確認の意味で、減少している理由について、もう少し詳しく御説明願えますか。

業務課長

21億円減少したという状況でございますけれども、御承知のように、昨年、秋口からの世界的な同時不況というふうな状況でございまして、景気が急激に悪化するというふうな条件がございました。それから、従来から、いわゆる節水型社会とか循環型社会と言われるように、水の使用そのものが逡減の傾向にある、そういう理由が重なりまして、使用する水量が減ったことによりまして、料金全体も下がったというのが基本的なことでございます。少し数字を申し上げますと、平成20年度の使用水量は、全体で3億2,450万立方メートルということで、平成19年度と比較いたしますと、740万立方メートルの減、率にいたしますと、マイナス2.2%というふうな状況になってございます。これは、ちなみに例えて申しますと、横浜スタジアム、これは大体30万立方メートルの容量がございまして、25杯分くらいになるろうかと、そんな量です。

内容としましては、こちら家事用、工業用と分けて御説明させていただきますと、家事用につきましては、給水戸数そのものは増加しているという状況にあるんですけれども、やはり核家族化とか少子化によりまして、1戸当たりの使う量が減少しているということでございまして、前年度に比べて330万立方メートル、率にいたしますと、マイナス1.3%という状況です。それからもう一つ、業務用でございますけれども、こちらの方は景気の低迷とか生産量の減少、また地下水の利用とか、そういった要素もございまして、こちらの方は前年に比べて360万立方メートル、率にいたしますと、マイナス5.4%になっていると、そんな状況でございまして。

渡辺委員

今の御説明を聞きますと、不確定要素の景気の後退、これは理解をするところですが、節水うんぬんという流れについては、ここ1年で始まった話ではなくて、これは近年の流れだと思えます。そういう意味では、今、淡々と御答弁いただいておりますけれども、もし民間企業だとすれば、この収入減というのは大きな減収になると思えます。今、そういう事実関係だけを言われても、何となく釈然としない部分が私自身は感じます。

そんな中で、今の関係の話に関連をするんですけれども、私が資料で調べさせていただ

いたところによりますと、平成 20 年度、結果的には、ここに出ているように 647 億円で
すが、平成 20 年度の当初予算のときは、677 億円だったんです。要は予算と決算は 30 億
円のかい離があるんですけども、細かい要因分析は要りませんが、これだけ減少してい
ると、当初予算で見込んだものが結果として 30 億円減っていると、このことに対して、
当局としてどういうふうに評価する、若しくは反省する、その辺を答弁いただきたい。

業務課長

今、御指摘いただきましたように、当初予算と比較いたしますと、水道料金収入という
ことで申し上げますと、やはり 19 億円の減となっていると、そんな状況になっておりま
す。この減の要因ということで若干申し上げさせていただきますと、その予算を積算する
時期でございますけれども、基本的には前年の秋に、例えば、今年度、平成 20 年度予算
ですと、19 年度上半期からの実績などを踏まえまして積算をしているわけでございます。
過去からの推移も踏まえて積算しているんでございますけれども、積算の時期はその前年
の秋という形でございます。

それから、もう一つは、先ほども少し申し上げましたけれども、平成 20 年度予算を積
算するに当たって、今の予算の時期との関係の中で、世界同時不況と言われる要素は、ま
だ、その中に見込むことができなかつたという要素はあろうかと思っております。

そういうふうな形の中で、これは過去にあった例ですけれども、冷夏みたいな気候の条
件がありますと、やはり使用水量が落ち込むと、そんなふうなことで、予算の数字、見込
みからは減少するということはあるかと思っております。

ただ、しかしながら、極力そういう要素は取り入れた中で、的確な数字というものを
出していかなければいけないと、そんなふうに思っておりますので、最終的には、今回
の場合ですけれども、今申し上げました大きな落ち込みでございますけれども、効率的な事業
執行というふうな中で、収支の均衡を図ると、そういった考え方で今臨んでいるところで
ございます。

渡辺委員

時間の関係で突っ込みませんが、今の御答弁を聞いていると、例えば、水道量の節減の
減の要因に、その後、不確定で起きてきた経済不況の問題、それでは実際に経済不況の問
題がどれくらいマイナスに影響しているかという分析は、この場では伝えられていないよ
うに思うのです。ただ、今の御答弁だと、やはり今後もいろいろなことがちょっと不安か
なという気がしますので、その辺をしっかりと反省しながらお願いをしたいというふうに思
います。

その上で、今、平成 19 年、20 年の話をさせていただきましたけれども、様々な要因が
あって、現在、まだ経済不況が続いているわけですが、なおかつ節水傾向も続いている。
全体的には水道収入も減少が続いているという中で、平成 21 年度予算については、どん
な形で水道料金の収入見込みを盛り込んだのか御答弁を願いたいと思います。

業務課長

平成 21 年度の当初予算でございますけれども、委員御指摘のとおり、やはり減少傾向
が続いていくというふうな中では、水道料金収入の伸びというのは期待できないというふ
うな基本的な認識がございます。平成 21 年度の予算でございますけれども、20 年度の実
績を踏まえまして、過去 5 年間の推移等含めまして、平成 21 年度の水道料金収入とい
うことで申し上げますと、555 億円と見込んでおりまして、前年度に比べますと 25 億円の
減というふうな状況になっているところでございます。

渡辺委員

今、平成 21 年度の当初予算の水道料金収入は 555 億円ですが、水道事業全体の収益はどのくらいの予定なのか教えてください。

業務課長

水道事業全体で申し上げますと、639 億円となっております。内訳といたしましては、料金収入が約 555 億円、あと大きなものとしたしましては、水道利用加入金といって、新築をしたときに頂いているようなものがございます。これが 21 億円と、これが大きなところでございます。

渡辺委員

そういう意味では、平成 19 年、20 年の先ほど来、いろいろな数字を持ち出して、予算と決算の数字のかい離だとか、また予算立ての若干のぶれだとか、見込みの甘さだとか、指摘をさせていただきましたが、そういうことで、延長で言うと、本当にこの水道事業全体で言うと、平成 21 年度予算については、639 億円、本当に達成できるのかなという若干の疑義があるんですけれども、その辺について、もう一回コメント願いたいと思います。

業務課長

収入の面でございますけれども、先ほど来申し上げております水道料金収入 555 億円という数字でございますけれども、昨年度、平成 20 年度の決算が 562 億円でございますので、それから比べますと、少し落ちた形で予算を組んでいるという状況でございます。確かに、今、料金収入というのは遞減傾向でございます、厳しい数字ではございますけれども、いましばらく、この料金収入につきましては、その動向を見てまいりたいというふうに考えているところでございます。

渡辺委員

分かりました。是非、達成できるような形の対応は、しっかりお願いをしたいと思えます。

その中で、今、単年度で、平成 19 年、20 年、21 年度予算ということで比較をさせていただいたんですが、経済問題は多少不確定要素であるにしても、節減傾向、節水傾向、こういうものというのは、単年度でとらえた話ではなくて、ある程度、中長期で当然ビジョンとして計画として持っていらっしゃるかと思うんですけれども、その辺の水道事業でもいいし、水道料金でも構いませんが、中長期の計画というのは、まずお持ちなのかどうか確認をしたい。

業務課長

水道事業におきましては、水道事業経営計画という計画を私ども持っております。これは、平成 18 年度から 27 年度の 10 箇年の計画でございます。その計画に基づいて、今、事業を執行しているという状況でございます。それからもう一点は、財政見通しという形なんですけれども、こちらの方が平成 18 年度から 22 年度までの 5 箇年の計画ということでございますので、平成 23 年度以降は、また新たな見通しを立てなければいけない、そんな状況になっておるところでございます。

渡辺委員

分かりました。10 箇年の計画があり、さらには収支見通しは 5 年間の計画を持っているという今の御答弁だったと思いますが、その上で、当然、中長期で様々な計画をしっか

り立てないと、いろいろな事業計画だとか、その収入に伴った支出の方がリンクしないわけで、そういう意味では、そういう計画をしっかりと持っているということが大切だと思います。

その上で質問をさせていただきたいんですが、私は資料を取り寄せまして、今、御答弁にあった財政収支の見通しで、平成18年から22年までの5年間で、もう実はそのうちの21年度に入っています。そういう意味では、過去3年間で過ぎた中で、平成18年度から22年度を見越した1年ごとの収支見通しが出ていますけれども、これを見ると、先ほど来、質問させていただいたように、収益的収入だとか水道料金の当初の見込み、これが、年々、かい離をしているわけです。先ほど、例えば、平成21年度当初予算額の全体的な収入の御説明を聞いたときに、21年度は639億円という御答弁があったと思いますが、この5年間の計画の中では、平成21年度は680億円です。だから、ここでも50億円、当初の見通しと実際の予算でかい離があります。これはどういうふうに考えますか。

業務課長

委員御指摘のとおり、確かに財政計画上は、平成21年度は680億円という数字を出しております。ただ、毎年の予算を編成するに当たりまして、直近の動向というものを踏まえまして、料金収入を算定していく中では、この計画と今おっしゃられたようなかい離が生じているというのも確かでございます。ですから、そういうふうな中で、基本的には、私ども、収支の均衡をとるといふふうな中で、収入に見合ったような支出で考えているという現状でございます。

それからもう一つは、御指摘いただきましたように、この計画が平成22年までの計画でございますので、その後、また新たな財政収支見通しというものをつくっていかねばいけないというふうな状況であろうかと思っております。

渡辺委員

苦言を呈するようではけれども、要はそういう姿勢が問題だと私は思うんです。それはあくまで、これは民間だったら大変なことになる話でして、県だから、企業庁だから、そういう年々当初に見込んでいた数字があって、それに対して、年々、かい離をしている。もう一回確認のために言うと、この5年間の見通しの中で、平成19年は、トータルで689億円です。これに対して実際は674億円。平成20年度は、この見通しだと683億円、これが実際は647億円、平成21年度は、当初の見通しは680億円、それに対して予算の段階で639億円です。あともう一年残っていますが、年々、このかい離幅が増えてきている。であれば、5年の収支見通しをつくっても、いろいろな状況が起きてくれば、もっと柔軟に、直すべきタイミングに直すべきだと思うんです。要は、平成22年は待って、かい離していない数字だけがここに残っていて、平成23年度以降見通すということではなくて、現状の中で、収支ですから、収入と支出をどうやってバランスとるか、その内訳をどうすんだと、では足りない分をどの項目で削っていくのか。ともすれば、いろいろな事業執行に影響が出てくる。それを放置しておいて、平成23年度から新しくまたつくりますという考え方は、やはりもう少し考え方を直さないといけないのかと思いますけれども、これについては何か御答弁ありますか。

業務課長

今、委員御指摘のとおり、ある程度、やはり柔軟な対応というものは必要であろうかと思っております。平成21年度に入りまして、今、7月ということでございますので、基本的な考え方といたしまして、この水道料金収入の落ち込みというものが、昨年の落ち込みというものは、相当大きな幅で落ち込んだものだろうと思っております。そういうふうな

中で、料金収入につきましては、もう少し状況を見据えていった上で判断をしてまいりたいと、そんなふうに思っているところでございます。

渡辺委員

そういう意味では、100年に一度と言われているので、若干、予測できない部分もあるとは思いますが、しかし、現在で数年後を見通すということは非常に難しいと思いますけれども、ただ、やはり私が申し述べたように、特に決められた5年だから5年間放置をして、その後、6年後にまた計画を新たにつくるというばかりではなくて、やはり途中で修正計画、修正見通しだとか、そういう柔軟な対応が必要だと思っておりますので、それについては、是非、一考を願いたいなというふうに強く要望させていただいて、私の質問を終わります。